流山市公会計管理台帳システム構築業務委託

仕　様　書

平成２５年１２月

流山市 財産活用課

第１章 総　　則

（適　用）

第１条　本仕様書は、流山市（以下「委託者」という。）が委託する流山市公会計管理台帳システム構築業務委託（以下「本業務」という。）について適用する。

（目　的）

第２条　本業務は、委託者が「公会計の整備推進について」（総務省通知：総財務 218 号平成 19 年 10 月 17 日）に基づき、『新地方公会計制度実務研究会報告書（以下「実務報告書」という。）基準モデル』に準拠した、非金融資産（有形・無形固定資産）の固定資産台帳データと地方自治法における公有財産台帳データを統合し、公会計管理台帳システムにより一元管理することで、更なる「住民サービスの向上」、「行政事務の効率化・高度化」、「行政経費の削減」を推進することを目的とする。

（準拠する法令等）

第３条　本業務は本仕様書による他、次に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠して実施するものとする。

（１）地方自治法及び施行令

（２）流山市財務規則

（３）実務報告書

（４）「地方公共団体財務書類にかかる基準モデル」による財務書類作成の試行に関する報告書（倉敷市公表）

（５）「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するＱ＆Ａ

（６）新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引（以下「実務手引」という。）

（７）地方公共団体における財務書類の活用と公表について

（８）不動産登記法

（９）流山市個人情報保護条例

（10）流山市個人情報保護条例施行規則

（11）その他関係法令等

（業務遂行基準）

第４条　本業務を遂行するにあたり、受託者は、適切な品質管理を行い、必要な技術的能力の向上に努めるものとし、その品質管理に努めなければならない。

（提出書類）

第５条　本業務の着手及び完了にあたり、受託者は次の（１）から（４）に掲げる書類を契約締結後７日以内に委託者に提出し、その承認を得るものとする。なお、システム稼働後、毎年度末には（５）（６）を、その他必要に応じて（７）に関する書類を提出し、同様に委託者の承認を得るものとする。

（１）請負・契約代金（変更）内訳書

（２）内訳明細表

（３）主任技術者等選任届
（４）工程表
（５）完了（納）届
（６）請求書
（７）その他委託者が指示する関係書類
（疑　義）
第６条　諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度委託者受託者協議の上、受託者は委託者の指示に従うものとする。
２　委託者において必要と認めたときは、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託者受託者の協議の上定めるものとする。なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。
（情報セキュリティポリシーの遵守）
第７条　受託者は、本業務において委託者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないよう細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが充分に確立されていなければならないものとする。
（公会計管理台帳システムの使用・維持）
第８条　委託者は管理者として、公会計管理台帳システム（以下「本システム」という。）の使用・維持は、次のとおりとする。
（１）本システムのソフトウェアを委託者所有のコンピュータにインストールまたは、インターネットを介して使用することができるものとする。
（２）ソフトウェアをインストールする場合は、コンピュータは、業務上使用する機器に限定し、個人所有の機器への使用は禁止するものとする。
（３）インターネットを介したシステムの場合は、万全のセキュリティ対策をするとともに、複数のデータバックアップをしたものとする。
（４）受託者は、委託者が本システムを使用期間中、常時正常な運転状態、及び機能の働く状態に維持する為の保守整備を行う義務を負うものとする。ただし、故意による損害を与えた場合、使用及び維持する為に発生する経費については、委託者において弁済するものとする。
（本システムのプログラムに関する権利）
第９条　本システムにおけるプログラムの権利等については、次のとおりとする。
（１）著作権は開発元に帰属するものとする。
（２）受託者は、委託者がこのシステムを破棄するまでの間その使用権を承認するものとする。
（３）本システムに委託者が別途拡張機能等を追加する場合には、受託者の承諾を受けるものとする。
（禁止行為）
第１０条　本システムの構築及び導入にあたり、禁止事項を定め双方これを行ってはならない。ただし、特に必要が生じ書面により通知の上で双方協議・合意を得た場合は、この限りでは無い。

２　前１項に規定する委託者の禁止事項を次のとおりとする。
（１）本システムの他への譲渡及び使用許諾。
（２）本システムの取扱説明書の複製。
（３）本システムの機密もしくは知識の漏洩。
（４）本システムを転貸すること。
（５）プログラムの改変等。
３　前１項に規定する受託者の禁止事項を次のとおりとする。
本システムを納入するにあたり知り得た委託者の一切の情報について、第三者に漏洩してはならない。
４　前２・３項の各号の行為を無断で行い損害を与えた場合は、与えた損害の範囲内で賠償の義務を負うものとする。

（成果品の瑕疵）
第１１条　納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は委託者の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

（成果品の検査）
第１２条　受託者は、本業務の成果品については主任技術者立ち会いの上、委託者の検査員による検査を受けるものとする。

（システム導入期限及び期間）
第１３条　本システムの導入期限は、平成 26 年 3 月 31 日とする。なお、本業務に基づき導入したシステムのリース期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

第２章　業務概要

（業務概要及び範囲）
第１４条　本業務の概要及び範囲は次のとおりとする。
（１）公会計管理台帳システム構築
（２）データ移行
（３）ハードウェア調達等
（４）職員説明会の開催
２　本業務のデータ移行範囲は、平成 25 年度末までの一般会計とするものとする。

（移行データ）
第１５条　本業務に必要な移行データは次のとおりとし、使用保管に際しては破損、紛失等が無いよう責任をもって取扱い、指定期日までに返納するものとする。
（１）公有財産台帳（土地・建物）データ
（２）備品台帳データ
（３）車両台帳データ

（システム構築スケジュール）

第１６条　平成 26 年 4 月 1 日からの本システムの本稼働を開始するにあたって、次のスケジュールにより本業務を行うものとする。

（１）システム構築及び検証期間：契約日の翌日から平成 26 年 3 月 31 日まで

（２）システム運用開始：平成 26 年 4 月 1 日から

第３章　公会計管理台帳システム構築

第１節　システム構築基本事項

（システムの形態）

第１７条　全ての端末（約 1,000 台）から閲覧・更新等が可能な状態であること。また、同時利用数は最大 30 アクセスを想定しており、同時アクセス数が 30 以内である場合のシステム応答時間は、業務に支障のない範囲内とする。なお、負荷分散を行う必要が有る場合は、必要な機器及び方式をもってハードウェアを構築すること。

（システムの運用時間）

第１８条　本システムは、原則として２４時間３６５日稼動すること。ただし、システム保守及びバックアップの際は運用を停止できること。

（ハードウェア等の調達）

第１９条　ハードウェア等を調達する場合は次のとおりとし、システムを利用するクライアントは委託者所有のものとする。なお、インターネットを介したシステムの場合は、下記に準拠する。

（１）サーバ

①サーバは処理性能および設置場所を考慮し、必要な台数を提供すること。なお、サーバの接続については、庁内ネットワーク網に接続すること。

②OS がブート可能な DVD-ROM 又は CD-ROM ドライブ装置を有すること。

③サーバの筐体は、19 インチラックに収納できること。

④アクセスが集中してもサーバのパフォーマンスが低下しないよう考慮すること。

⑤CPU、主記憶容量は、業務プログラムがストレス無く稼動する性能を満たすこと。

⑥磁気ディスク装置は、ホットスワップ可能な RAID1, RAID5 または RAID6 構成とすること。

⑦磁気ディスク装置は、5 年後に必要となるディスク容量を予測し、バックアップを含めデータ収納が可能な容量を備えていること。

⑧コンソールは本体に接続またはネットワークを介して使用できること。

⑨通信速度 1Gbps 以上のネットワークインターフェースを 2 ポート以上備えること。また、ネットワークプロトコルとして TCP/IP を使用してネットワーク機器に接続すること。

⑩省スペース、省電力に考慮した構成とすること。

⑪必要に応じ、DBMS（データベースソフトウェア）等のミドルウェアを提供すること。

⑫必要に応じ、コンピュータウィルス検知・駆除等の対策を導入すること。

（２）バックアップ装置等

①ディスクの内容を最低１ 日１ 回、設定した時間に人手を介さずに自動的にバックアップできること。

②瞬断および予定していない停電時にシステムを自動的にシャットダウンさせるUPS を有すること。

（３）ハードウェア保守

①ハードウェアの保守については、5 年間のオンサイト保守サービスを含むこと。

（４）クライアントPC

①ブラウザは、Internet Explorer8.0 以降とすること。なお、ブラウザのバージョンアップにも無償で対応できること。

②上記ブラウザが動作可能なOS とすること。

③帳票印刷する場合は、委託者がクライアントに準備するMicrosoft Excel 2007 以上にて動作すること。

第２節　システム概要

（システムの概要）

第２０条　本システムの概要は次に掲げるものとする。

（１）本システムの構成

本システムは、ソフトウェアを委託者所有のコンピュータにインストールまたは、インターネットを介して使用することができるシステムとする。

（２）ライセンスの要件

全ての端末から閲覧・更新等が可能な状態としライセンス数は無制限ライセンスとする。

（３）ユーザと権限管理

本システム内でユーザ情報を管理し、ユーザ毎にそれぞれの職員番号・氏名及び権限（申請者権限、承認者権限）による承認管理を行うものとする。また、組織毎にシステム機能権限を持たせること。

（４）ユーザ承認

ユーザID、パスワードによるユーザ認証は本システムで行うものとする。

（５）システムの連携等

稼動開始時、本システムが連携する関連システムは存在せず、システム間連携は行わない。

（システムの動作環境）

第２１条　動作環境は、次のとおりとする。

（１）サーバ

①対応OS：Microsoft Windows Server2008 R2 Standard Edition 以上

②HTTP サーバ：Apache Tomcat

③RDBMS：PostgreSQL Ver8 以降

（２）クライアント

①ブラウザ：Internet Explorer8.0 以降

なお、ブラウザのバージョンアップにも無償で対応できること。

②上記ブラウザが動作可能な OS であること

③帳票印刷する場合は、委託者がクライアントに準備する Microsoft Excel 2007 以上にて動作すること

（システムの機能要件）

第２２条　本システムの機能要件は、別紙のシステム機能要件（同等機能要件でも可）とするものとする。なお、委託者が指定する帳票として「財産に関する調書（総括表)」「財産に関する調書（公用財産、公共用財産、普通財産)」が出力できること。

第３節　データ移行

（データ移行）

第２３条　委託者が所有する公有財産台帳データを基に固定資産台帳データを統合し、本システムへ次のデータを移行するものとする。

データ名	データ形式	件数
公有財産台帳（土地）	Access	約 3,000 筆
公有財産台帳（建物）	Access	約 600 棟
備品台帳	Excel	約 40,000 個
車両台帳	Excel	約 220 台

（データ移行計画書の作成）

第２４条　データ移行を行うにあたっては、次のデータ移行計画書を作成し、委託者の了解を得るものとする。なお、データ項目について、データ項目の可不足や取込み等に問題が生ずる場合は、委託者と受託者協議のうえ定めるものとする。

（１）データ移行手順

（２）データ移行ツール

（３）データ検証方法

（４）制限事項等

第４節　システム設置他

（インストール・セットアップ）

第２５条　本システム等のインストール、及びデータのセットアップは次のとおりとする。

（１）インストール：Apache Tomcat、PostgreSQL、公会計管理台帳システム

（２）各種パラメータ設定

（３）セットアップ

①DB 環境：テーブル構築（SQL 実行）

②マスタ：業務マスタ、システムマスタ、ユーザ設定

③トランザクションデータ

④シーケンス調整

（４）公会計管理台帳システムマスタ等設定確認

①セキュリティマスタ、ワークフローマスタ

②公会計管理台帳マスタ等
③異動事由毎入力必須・任意項目
④基準年度
（５）公会計管理台帳システム動作確認
①時価評価額・再調達価額一括計算
②減価償却・財源償却計算
（システム操作説明会の実施）
第２６条　本システムの操作説明会は次のとおり実施するものとする。
（１）参加対象者
①申請担当職員
②承認担当職員
③決算処理担当職員
（２）平成 26 年 3 月末までの説明会の実施回数：2 回
以降年度当初に１回開催する。
（３）システム機能の説明項目
①検索・閲覧
②公会計管理台帳異動事務の申請・承認
③各種管理台帳の検索・閲覧・登録等
④決算処理、年次更新
（システムの保守サポート）
第２７条　本システムの保守サポートについては基本的に導入後 1 年間無償とする。導入後 2 年目よりシステム保守サポート期間に入るが、契約方式は年間定額契約とし、料金は別途定めるものとする。
（運営サポート）
第２８条　本システムの運用期間中、システムの利用方法、トラブル等に対応するためのヘルプデスクを設置し、総合的な運営のサポートを行うものとする。

第５節　納入成果品

（納入成果品）
第２９条　本業務における納入成果品は次のとおりとする。
（１）ハードウェア ……１式
（２）公会計管理台帳システム（基準モデル） ……無制限ライセンス
（３）ソフトウェア使用許諾契約書 ……１部
（４）公会計管理台帳システムリファレンスマニュアル ……１部
（５）データ移行計画書 ……１部
（６）システムデータ ……１式

＜別紙＞

システム機能要件(案)　※原則として、下記に記す要件を満足するシステムとすること。

No	機能名	機能要件
認証		
1	パスワード	アクセス者制限やログイン時パスワードの設定ができること。
台帳管理		
1	口座台帳	口座に従属する土地、建物、工作物、物品等の公会計管理台帳、及び各種管理台帳が一括管理できること。
2	公会計管理台帳(非金融資産)	有形固定資産、無形固定資産の公会計管理台帳が管理できること。
検索・閲覧		
1	口座検索・閲覧	口座検索又は土地検索により、口座の検索・表示・閲覧、及び口座に従属する公会計管理台帳、各種管理台帳の閲覧ができること。なお、従属する管理台帳の表示は視覚的に判断しやすいマーク表示とする。
2	公会計管理台帳検索・閲覧	検索条件指定(複合条件指定可)により、公会計管理台帳の検索・表示・閲覧、及び公会計管理台帳に従属する各種管理台帳の閲覧ができること。
3	異動検索	異動検索により異動承認済の検索・表示・管理台帳の閲覧ができること。
異動処理		
1	口座管理	口座情報の新規登録ができること。また、口座検索又は土地検索により異動対象の口座を検索・表示・選択し、変更及び削除ができること。
2	異動基本処理	以下の異動事務に係る基本処理ができること。 １）異動処理のユーザ定義ができること。 ①公会計管理台帳ごとの異動事由設定 ②異動事由ごとの登録(必須・任意)項目設定 ③異動事務：取得・処分・管理・登記事務等と異動事由の従属設定 ④公会計異動における価額増減処理、増減内訳処理 ⑤公有財産異動における面積増減処理 ２）異動登録が容易にできること。 ①異動事由ごとの登録(必須・任意)項目の識別表示 ②台帳登録の連続登録(登録情報コピー) ③取得価額内訳の登録 ④財源情報の適時登録 ⑤時価評価額・再調達価額計算 ３）異動登録の入力チェックができること。 ①必須登録項目　②日付整合性　③マスタ整合性
3	専用異動処理	分筆、合筆、用途分割、用途統合、振替(所管換、所属替、種別替、用途変更、用途廃止、引継、編入、区分変更)の専用異動処理により、数量、価額、財源内訳等の増減ができること。
4	申請・承認管理	異動・更新は申請・承認のワークフローに基づき管理できること。
履歴管理		
1	履歴管理	公会計管理台帳の次の履歴管理ができること。 ①異動履歴 ②評価履歴 ③減価償却履歴 ④財源償却履歴 ⑤沿革履歴
各種管理台帳		
1	貸付、使用許可、使用承認、借受管理	公会計管理台帳に従属する貸付・使用許可・使用承認・借受の台帳管理ができること。 台帳管理に伴う登録・料金計算・台帳閲覧・台帳変更・台帳削除ができること。その他次の要件を満たすこと。 契約満了日検索、年額/月割/日割計算、減免率計算、借受財産の又貸等

2	未利用財産管理	公会計管理台帳に従属する未利用財産の台帳管理ができること。 台帳管理に伴う売却可能資産選定や登録・台帳閲覧・台帳変更・台帳削除ができること。
3	売却可能資産管理	公会計管理台帳及び未利用財産に従属する売却可能資産の管理ができること。 台帳管理に伴う登録・台帳閲覧・台帳変更・台帳削除ができること。その他次の要件を満たすこと。 勘定科目振替処理、売却可能ランク設定、個別資産評価、一体資産評価、評価換算差額計算、売却に伴う公会計異動処理、売却損益計算
4	複合施設管理	複合施設の管理ができること。
5	建物附属設備管理	建物に従属する建物附属設備の台帳管理ができること。 台帳管理に伴う登録・評価計算・台帳閲覧・台帳変更・台帳削除、及び異動・評価履歴台帳の管理ができること。
6	修繕管理	公会計管理台帳に従属する修繕の台帳管理ができること。 台帳管理に伴う登録・台帳閲覧・台帳変更・台帳削除・修繕履歴管理ができること。また、修繕費用と資本的支出(資産)を区別して管理できること。
7	車両管理	物品に従属する車両の台帳管理ができること。 台帳管理に伴う登録・台帳閲覧・台帳変更・台帳削除ができること。その他次の要件を満たすこと。 車検時期・保険満了時期・車両定期点検時期検索、低公害車等保有台数・購入台数調査表作成
8	リース資産管理	公会計管理台帳に従属するリース資産の台帳管理ができること。 台帳管理に伴う登録・閲覧・変更・削除ができること。
9	棚卸資産管理	棚卸資産の簡易な管理ができること。
10	建設仮勘定管理	建設仮勘定の管理ができること。又本勘定振替処理ができること。
11	その他資産管理	固定資産(公有財産)以外の土地・建物の台帳管理ができること。台帳管理に伴う登録・閲覧・変更・削除ができること。
決算処理		
1	時価評価額一括計算	土地(事業用資産、インフラ資産)、立木竹の評価手法及び評価基準年度に基づいた時価評価額一括計算ができること。その他次の要件を満たすこと。 ①基準年度設定 ②評価年月日登録 ③前回評価年月日表示 ④土地(事業用資産)3 年毎及び時価 5%変動による評価額自動修正/評価履歴台帳自動作成 ⑤立木竹 6 年毎評価額自動修正/評価履歴台帳自動作成
2	再調達価額一括計算	建物、工作物の評価手法に基づいた再調達価額一括計算ができること。その他次の要件を満たすこと。 ①評価年月日登録 ②前回評価年月日表示 ③評価履歴台帳自動作成
3	減価償却・財源償却一括計算	有形固定資産、無形固定資産の減価償却及び財源償却一括計算ができること。 減価償却及び財源償却計算時においてマスタ及び台帳データ不整合チェックができること。その他次の要件を満たすこと。 ①備忘価額処理 ②残存価額処理 ③棚卸後調査判明資産の一括計算
4	年次更新処理	決算処理完了後、年次更新処理にて会計年度を更新できること
5	組織一括変更	改正前、改正後の組織を指定し、各資産の所管部署、取得部署及び関連するマスタの変更ができること。
帳票出力		
1	基本台帳	口座管理台帳、公会計管理台帳、異動・評価履歴台帳、財源償却履歴台帳、各種管理台帳等の基本台帳を出力できること。
2	集計・一覧表	取得資産一覧表、寄附資産一覧表、除売却資産一覧表、償却資産一覧表、減価償却済一覧表、複数用途一覧表、指定管理者一覧表、全未承認一覧表、

		未計上資産一覧表を印刷集計単位により出力できること。 〔印刷集計単位〕 口座、所管部署、財産調書区分等
3	異動報告書・一覧表	異動報告書、異動一覧表を出力できること。
4	分筆・合筆異動処理表	分筆前・分筆後の異動情報及び合筆前・合筆後の異動情報をそれぞれ異動処理表として出力できること。
5	用途分割・用途統合異動処理表	用途分割前・用途分割後の異動情報及び用途統合前・用途統合後の異動情報をそれぞれ異動処理表として出力できること。
6	公有財産一覧表 (地方自治法)	公有財産一覧表を並び順、印刷集計単位により出力できること。 〔並び順〕 大字コード、大字名称、口座番号、口座カナ、口座名称、台帳種類、地積(降順・昇順) 〔印刷集計単位〕 口座、所管部署、財産用途区分、台帳種類、財産調書区分、資産区分
7	財産に関する調書(総括表)	会計区分ごとに財産に関する調書(総括表)を出力できること。 ＊別紙：指定帳票_財産に関する調書(総括表)
8	財産に関する調書(公用財産、公共用財産、普通財産)	会計区分ごとに口座単位の財産に関する調書(公用財産、公共用財産、普通財産)を出力できること。 ＊別紙：指定帳票_財産に関する調書(公用財産、公共用財産、普通財産)
9	財産に関する調書(地方自治法決算書)	会計区分ごとに財産に関する調書を出力できること。
10	公有財産増減表	会計区分ごとに筆数、棟数、所管別の公有財産増減表を出力できること。
11	公有財産総括表	会計区分ごとに口座、所管別の公有財産総括表を出力できること。
12	公有財産現在高報告書	会計区分ごとに公有財産現在高報告書を出力できること。
13	公有財産増減表異動明細	公会計区分ごとに有財産増減表異動明細を出力できること。
14	口座一覧表	口座一覧表を並び順、印刷集計単位により出力できること。 〔並び順〕 口座番号、口座カナ、口座名称、代表所在地大字 〔印刷集計単位〕 所管部署、財産用途区分、資産区分
15	固定資産一覧表 (公会計)	固定資産一覧表を並び順、印刷集計単位により出力できること。 〔並び順〕 大字コード、大字名称、口座番号、口座カナ、口座名称、台帳種類、地積(降順・昇順) 〔印刷集計単位〕 口座、所管部署、財産用途区分、台帳種類、財産調書区分、資産区分
16	財務書類附属資料	売却可能資産明細表、財源償却表、修繕一覧表、除却資産財源集計表、取得財源集計表、取得財源一覧表を出力できること。
17	非金融資産明細表 (公会計決算書内訳)	事業用資産、インフラ資産、無形固定資産を、資産の増加理由、減少理由ごとに集計した、非金融資産明細表(有形・無形固定資産明細表)を会計区分ごとに出力できること。
18	有形・無形固定資産の明細(公会計決算書)	当年度の有形・無形固定資産の増加額、減少額、減価償却額、除売却額、減価償却累計額、評価差額を会計区分ごとに出力できること。
19	事業用資産・インフラ資産増減明細表	異動事由による、増加分と減少分の金額を事業用資産とインフラ資産に分けて出力できること。
20	口座別バランスシート	口座別の資産の部、負債の部、純資産の部を集計したバランスシートを印刷集計単位により出力できること。 〔印刷集計単位〕

		所管部署、財産用途区分
21	口座別減価償却費一覧表	口座別の資産種別ごとの減価償却費を集計した減価償却費一覧表を印刷集計単位により出力できること。 〔印刷集計単位〕 所管部署、財産用途区分
シミュレーション		
1	減価償却シミュレーション	指定した期間から、台帳種類別に減価償却累計額、未償却残高、帳簿価額、減価償却累計率を計算・出力できること。
2	将来の資産更新必要額シミュレーション	台帳種類別による資産更新必要額及び財源内訳を計算・出力できること。
3	償却終了年度別修繕費一覧表	台帳種類別による償却終了年度別修繕費を計算・出力できること。
システム管理		
1	セキュリティマスタ	機能、組織、役職、職員等のマスタ管理ができること。
2	ワークフローマスタ	承認ルート、承認状況等のマスタ管理ができること。
3	公会計管理台帳マスタ	基本、住所、登記、異動等のマスタ管理ができること。
4	償却・評価計算マスタ	資産評価実務手引、土地評価のマスタ管理ができること。
5	車両管理マスタ	低公害車区分のマスタ管理ができること。
6	未利用・売却可能資産マスタ	利用状況、売却可能資産選定基準、売却可能ランク等のマスタ管理ができること。
7	修繕管理マスタ	修繕区分、修繕種類、修繕詳細のマスタ管理ができること。
その他		
1	資産台帳 CSV 一括エクスポート	資産台帳 CSV を一括エクスポートできること。
2	備品台帳 CSV 一括インポート	備品台帳 CSV を一括インポートできること。
3	公会計管理台帳情報照会	有形固定資産、無形固定資産、各種管理台帳の登録件数を照会できること。